

# 所沢市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める 条例（素案）について

## ○条例制定の趣旨

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年6月12日公布）によって、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として、乳児等のための支援給付が創設されます。

事業者が乳児等支援給付費の支給を受けるための運営に関する基準について、国が定める基準をもとに市町村が条例で定めることとされています。

本市においても乳児等のための支援給付を実施するため、「所沢市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」を制定するものです。

### こども誰でも通園制度とは？

参考出典：こども家庭庁ホームページ

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。



対象者…保育所等に通っていない0歳6ヶ月～満3歳未満

利用方法…月一定時間の枠内で、時間単位で柔軟に利用可能

## ○条例制定の基本的な考え方

条例の制定にあたっては、過剰な義務付け等の上乗せは基本的に行わずに、次に掲げる独自の基準を除いて国の基準と同様とすることを検討しています。

| 条例で定める基準の事項           | 市の基準（案）  |
|-----------------------|--|
| 一般原則                  | 一般原則に、暴力団員及び暴力団関係者でないことを独自に追加する。<br>●暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律<br>●所沢市暴力団排除条例 |
| 利用定員                  |  |
| 面談                    |  |
| 正当な理由のない提供拒否の禁止       |  |
| あっせん及び要請に対する協力        |  |
| 乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認 | 国の基準のとおり   |
| 乳児等支援給付認定の申請に係る援助     |  |
| 心身の状況等の把握             |  |
| 特定教育・保育施設等との連携        |  |

|                            |  |
|----------------------------|--|
| 特定乳児等通園支援の提供の記録            |  |
| 支払                         |  |
| 乳児等支援給付費の額に係る通知等           |  |
| 特定乳児等通園支援の取扱方針             |  |
| 特定乳児等通園支援に関する評価等           |  |
| 相談及び援助                     |  |
| 緊急時等の対応                    |  |
| 乳児等支援給付認定保護者に関する<br>市への通知  |  |
| 運営規程                       | 国の基準のとおり   |
| 勤務体制の確保等                   | 国の基準のとおり   |
| 利用定員の遵守                    |  |
| 掲示等                        |  |
| 乳児等支援給付認定子どもを<br>平等に取り扱う原則 |  |
| 虐待等の禁止                     |  |
| 秘密保持等                      |  |
| 情報の提供等                     |  |
| 利益供与等の禁止                   |  |
| 苦情解決                       |  |
| 地域との連携等                    |  |
| 防犯対策、事故の発生等の防止及び発生<br>時の対応 | 国の基準である事故発生等の防止に加<br>えて、防犯に関する措置を努力義務とし<br>て独自に追加する。 |
| 非常災害対策                     | 風水害、地震等に備えた関係機関との連<br>携及び協力を、努力義務として独自に追<br>加する。     |
| 会計の区分                      | 国の基準のとおり   |
| 記録の整備等                     |  |
| 電磁的記録等                     |  |

## ○その他

この条例の施行に伴い、 関係する規則等の整備及び改正を行います。

## ○施行期日

令和8年4月1日に施行する予定です。